

お客様各位

令和5年3月吉日
気仙沼信用金庫

「カードローンきゃっする」の契約規定等改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、気仙沼信用金庫では、令和5年4月3日より「カードローンきゃっする」のカードローン契約規定等を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので予めご了承ください。

記

1. 改定を行う契約規定等

- (1) カードローン契約規定
- (2) 保証委託約款

2. 契約規定等の主な変更点

(1) カードローン契約規定

○新規貸越期限

第2条3項 新規貸越期限を満66歳から満70歳へ変更

○新規貸越の停止

第4条 ④借主が死亡したとき。を追加

○期限前の全額返済義務

第10条 ⑥借主に相続の開始があったとき。を削除

(2) 保証委託約款

○求償権の事前行使

第6条 ④相続の開始があったとき。を削除

以上